

株式会社仙崎市川組 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境を整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年12月25日 ～ 令和10年12月24日までの 5年間

2. 内容

目標1：子育て世代に対する当社における利用可能な措置の実施。

<対策>

- 令和5年12月～ 始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げ。
- 令和5年12月～ ノー残業デーの実施
社内広報誌による社員への周知（毎月）

目標2： 令和10年12月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間10日以上とする。

<対策>

- 令和5年12月～ 年次有給休暇の管理簿の把握
- 令和5年12月～ 年次有給休暇の取得申請をスマホアプリで行う
- 令和5年12月～ 給与明細及び Web タイムカードに年次有給休暇の取得情報を表示し促進を図る

目標3：将来的に「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、育児休業制度等の周知を図る。

<対策>

- 令和7年2月～ やまぐち“とも×いく”応援企業の登録を受ける。
- 令和7年2月～ 男性の育児休業に関する制度の周知を図る。
- 令和7年2月～ 制度に関するパンフレットの作成・配布、有期契約労働者や管理職を対象とした研修および社内報などによる全社員への周知